

役員候補・支部長候補選挙のご案内

令和6年1月15日

正会員各位

選挙管理委員会 委員長

理事・監事候補／支部長候補選挙のご案内

選挙管理委員会は、「本部役員候補者選出手続規程」「支部長候補者選出手続規程」第3条に基づき本部役員候補、支部長候補の立候補者を受付けます。本部役員、支部長に立候補される方は、下記の要領により同封の「立候補届出書」及び「推薦書」を届出されるようお願いします。

今回の選挙の変更点

(1) 役員のプロック別業務執行理事選出数は選挙前年(2023年)の10月末時点の正会員数に比例した人数で定めます。「本部役員候補者選出手続規程」<第2条2項>

・役員を選出数は理事候補者10名(業務執行理事7名、ブロック理事3名)<同第5条> よって今回の選挙では業務執行理事は(東日本ブロック:1名、中日本ブロック:4名、西日本ブロック:2名計7名)となります。ブロック理事は各ブロック1名(計3名)、監事は2名で人数変更はありません。

(2) 推薦書は理事の場合、該当ブロック内で10名以上、監事は全国区で20名以上とし推薦文、押印は求めないこととしました。支部長の推薦書は当該支部内で10名又は支部正会員の2割以上となります。「支部長候補者選出手続規程」<第8条> ・支部長候補当選者は3月の理事会で確認し、その後の支部総会にて承認されます。「支部に関する規程」<第6条>

【立候補届出要領】

1. 一般社団法人日本経営士会に所属する**正会員**で下記(1)から(3)に該当する者

(1) 役員候補者・支部長候補者選挙を行う年の1月1日現在在籍1年以上の者

(2) 役員候補者・支部長候補者選挙を行う年の2月1日現在、当該年度までの会費納入済の者

(3) 日本国に住所を有する者

2. 「本部役員候補者選出手続規程」第9条、第10条。「支部長候補者選出手続規程」第7条、第8条の要件を満たした者。

3. 立候補の届出は、封筒に「立候補届在中」と表書きし、郵送または宅配便でおこなってください。令和6年2月6日消印有効。(提出物:「立候補届出書」、既定枚数の「推薦書」)。

4. 「立候補届出書」は希望する役職を○で囲み、氏名欄に自署して下さい。自署のないものは無効とします。
5. 「推薦書」の推薦人氏名欄は必ず自署して下さい。自署でないものは無効です。（推薦書の数は理事候補 10 通以上、監事候補 20 通以上、支部長候補 10 通以上ないし支部正会員の 2 割以上）※今回から推薦書には押印、推薦文は求めません。
6. 「本部役員候補者選出手続規程」「支部長候補選出手続規程」全文は本会HPにも掲載いたします。

*** 立候補届出書の送付先 ***

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-12 B.D.A.二番町ビル5F

一般社団法人日本経営士会 選挙管理委員会宛

*** 注意事項 * (推薦書について)**

1. 選挙は**正会員**のみが参加できます。準会員（経営士補、環境経営士、SDGs 経営士、准経営士補、法人会員、特別会員、顧問等）の推薦書は無効です。
2. 推薦書提出の資格は選挙を行う年の 2 月 1 日現在、当該年度までの会費納入済の正会員に限ります。
3. 業務執行理事、ブロック理事、監事、支部長各 1 名のみ推薦できます。同一の役職で 2 名以上推薦した推薦書はすべて無効です。
4. 推薦書には推薦者名と自署で推薦人の氏名を記して下さい。今回から押印、推薦文は不要です。
5. 理事の推薦は自身が所属するブロック内の立候補者のみ推薦可です。他のブロックの立候補者を推薦した場合は無効になります。支部長は自身が所属する支部の正会員のみ推薦可です。

—— 選挙行動の前に規程のご一読をお願いいたします。 ——

◆ 選挙スケジュール ◆

①1月 15日 (月)	選挙公報 (広報、HP 等で通知)
②2月 6日 (火)	立候補者締め切り (消印有効)
③2月 8日 (木)	選挙管理員委員会による資格審査
④2月 16日 (金)	選挙の場合：該当者に選挙公示通知郵送
⑤2月 中 旬	立候補の状況を HP 等で通知
⑥3月 13日 (水)	投票締切 (当日麹町郵便局着分)
⑦3月 14日 (木)	開票 (支部長、理事、監事)
⑧3月 15日 (金)	理事会にて役員候補、支部長候補の確認
⑨6月 28日 (金)	定時社員総会にて役員の承認

★HPの会員ログインに規定、立候補届、推薦書を掲載しています。

(パスワード：member)